

# 訪問看護療養費明細書に関する 重要なお知らせ

平成 30 年 5 月 15 日

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

平素より当協会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年度診療報酬改定に伴い、訪問看護療養費請求書等の記載要領が変更されています。訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、利用者の状態が別表 7、別表 8 又は超重症児若しくは準超重症児に該当する者は、その利用者が該当する全ての疾病等について該当するコードを「該当する疾病等」の欄に記載することになりました。詳細は、以下をご覧ください。

## ●訪問看護療養費明細書の該当箇所

都道府県 訪問看護ステーションコード  
県番号

訪問看護療養費明細書 平成 年 月 日 13

6 1 社・国 3 後 1 単 2 本 8 高  
2 公 4 退 2 2 単 4 人 8 高  
3 職 3 3 併 6 家 族 0 高  
7 7 ( )

保険者番号

被保険者証・被保険者  
手帳等の記号・番号

氏名 1男 2女 1期 2大 3昭 4平 生

訪問看護ステーションの所在地及び名称

職歴上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

主治医の氏名

主治医の属する医療機関の名称

主治医の氏名

訪問開始年月日 年 月 日 午前・午後 時 分

訪問終了年月日時刻 年 月 日 午前・午後 時 分

訪問終了の状況 1 移住 2 施設 3 医療機関 4 死亡  
5 その他 ( )

死亡の状況 時刻 年 月 日 午前・午後 時 分  
場所 1 自宅 2 施設 3 病院 4 診療所 5 その他 ( )

【基本療養費 (I) 及び (II)】 (公費分全額)

心身の状態

1 別表7 2 別表8 3 無

該当する疾病等

## ●訪問看護療養費明細書「心身の状態」欄の記載要領（「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」から抜粋）

指定訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、訪問看護療養費の算定要件において必要な利用者の状態や日常生活動作（ADL）の状態等を具体的に記載すること。また、「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 103 号）第 2 の 1 に規定する疾病等の有無について、「1 別表 7」、「2 別表 8」又は「3 無」の該当する数字を○で囲むこと。なお、電子計算機の場合は、○に代えて（ ）等を使用して記載することも差し支えないこと。また、利用者の状態等が別表 7、別表 8 又は同告示第 2 の 3 の（2）に規定する超重症児若しくは準超重症児に該当する者は、その利用者が該当する全ての疾病等について次の表に掲げる該当するコードを、「該当する疾病等」の欄に記載すること。

## ●訪問看護療養費明細書の記載要領全体及びコード番号は以下を参照

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=543375&name=file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000201784.pdf>